

ID: 163

担当部署: 町民課

<b>処分の概要</b>	食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定		
<b>法令名 根拠条項</b>	国民健康保険法施行規則 第26条の3第2項		
<b>法令番号</b>	昭和33年厚生省令第53号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>省令第26条の3第1項から第4項までの規定による。 (食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定)</p> <p>第26条の3 健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号の規定による保険者の認定(第27条の14の2及び第27条の14の4に規定する保険者の認定を除く。以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した標準負担額減額認定申請書に、第2号及び第3号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日</p> <p>(2) 認定を受けようとする被保険者の入院期間</p> <p>(3) 令第29条の3第1項第3号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「減額認定世帯員」という。)のすべてが、前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者である旨</p> <p>(4) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請に基づき、認定を行つたときは、保険者は、様式第1号の6による標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)を、同項の認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。</p> <p>3 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、減額認定証を保険者に返還しなければならない。</p> <p>(1) 減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者でなくなつたとき。</p> <p>(2) 減額認定証の有効期限に至つたとき。</p> <p>4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)の規定は、減額認定証の検認及び更新について準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	7日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日